傷病者の情報用紙「救急カード」を運用開始します

傷病者(急病人やけがをした人)が、迅速に適切な医療機関で治療を受けられるように、 「救急カード」の運用を、令和6年4月1日(月)午前8時30分から開始します。

救急隊は、現場に到着した後、ご家族や関係者から傷病者の氏名・生年月日・既往歴・内服薬などの情報を聴取し、応急処置等を行いながら病院へ搬送します。救急隊が現場に到着した際に救急カードの提供を受けることで、現場に滞在する時間の短縮が図れ、迅速に搬送することが可能となります。



名称
救急カード

2 利用方法

下記のリンク又はダウンロードページから PDF ファイル形式又は Word ファイル形式の データをダウンロードし印刷してご利用ください。

救急隊が現場に到着する前に、可能な範囲で記入(記入例を参考に)していただき、 救急隊へお渡しください。

3 利用上の留意事項等

緊急の場合は、119番通報と応急手当を優先してください。

提供していただいた救急カードは、救急隊が責任をもって処分します。